

郡山市内に工場等を新設・増設する際の担当部署一覧

2025年4月現在

内容	窓口					法律・条例	手続きを要する場合	手続き名称
	官公庁	担当部署	所在地	電話（024…）				
建築基準関係	郡山市役所	都市構想部 開発建築法務課	市役所本庁舎 3F	9 2 4 - 2 3 7 1		建築基準法	建築物を建築、又は大規模な修繕もしくは大規模の模様替えをするとき	建築確認申請
都市計画・土地関係	郡山市役所	都市構想部 都市政策課	市役所本庁舎 3F	9 2 4 - 2 3 2 1		都市計画法	都市計画上の都市計画区域内における開発行為、又は市街化調整区域内での建築物の建築をするとき	開発許可申請
		都市構想部 開発建築法務課	市役所本庁舎 3F	9 2 4 - 2 3 7 1		盛土規制法	次のいずれかに該当する造成工事を行う場合 (1)盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの (2)切土で高さが2m超の崖を生ずるもの (3)切土と盛土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの (4)盛土で高さが2m超となるもの (5)盛土又は切土をする土地の面積が500m超となるもの	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請もしくは届出
						郡山市屋外広告物条例	敷地内の屋外広告物の面積の合計が15mを超える場合	屋外広告物許可申請
						郡山市景観づくり条例	次のいずれかを行う場合 (1)土地の区画形質の変更（面積3,000㎡以上若しくは高さ5mかつ長さ10mを超える法面が生じるもの） (2)屋外での物品の集積又は貯蔵（高さ3m若しくは面積500㎡を超えるもの） (3)建築物等の新築、改築、増築、移転、外観の模様替え又は色彩の変更（高さ13m又は延べ面積1,000㎡を超えるもの）	大規模行為の届出
公害関係	郡山市役所	環境部 環境保全センター	環境保全センター（郡山郵便局北側）	9 2 3 - 3 4 0 0		土壌汚染防止法	市内で3,000平方メートル以上の土地の形質変更を行なう場合	土地の形質の変更届出書（着手の30日前まで）
						大気汚染防止法	「ばい煙発生施設」「一般粉じん施設」及び「特定粉じん発生施設」を設置しようとするとき	各施設設置届出
						水質汚濁防止法	水質汚濁特定施設を設置しようとするとき	特定施設設置届出
						騒音規制法	特定区域内において、振動特定施設を設置しようとするとき	特定施設設置届出
						福島県生活環境の保全等に関する条例	公害発生施設等を設置しようとするとき	各施設設置届出
廃棄物関係	郡山市役所	環境部 5R推進課	市役所西庁舎 4F	9 2 4 - 2 1 8 1		廃棄物の処理及び清掃に関する法律	地下水の採取をするために揚水設備を設置しようとするとき	揚水設備設置（使用）届出
						産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処分を業として行う場合		許可申請
工場立地関係	郡山市役所	農商工部 産業創出課	市役所本庁舎 1F	9 2 4 - 2 2 7 1		工場立地法	敷地面積9,000㎡以上または建築面積3,000㎡以上の場合、新設届出が必要。また、以下の変更をする場合、変更届出が必要。 (1)生産施設を増設 (2)敷地面積の増減 (3)緑地等環境施設の減少	特定工場新設（変更）届出書（着工の90日前まで、正本1部、写し1部）※30日前までの短縮可
		郡山市役所 農商工部 産業創出課	市役所本庁舎 1F	9 2 4 - 2 2 7 1		県工業開発条例	敷地面積1,000㎡以上の場合、新設届出が必要。また、以下の増設をする場合、増設届出が必要。 (1)生産施設を300㎡以上増設 (2)上記以下で、従前の生産施設面積の20%以上の増設	工場設置新設（増設）届出書（着工の90日前まで、正本1部、写し2部） 操業開始届（操業を開始後、速やかに）
農地関係	郡山市役所	農業委員会事務局	市役所西庁舎 5F	9 2 4 - 2 4 8 1		農地法	農地転用する場合	
農業振興地域整備計画関係	郡山市役所	農商工部 農業政策課	市役所本庁舎 1F	9 2 4 - 2 2 0 1		農業振興地域整備計画	農業振興地域から除外する場合	
地域森林計画関係	郡山市役所	農商工部 農林基盤整備課	市役所本庁舎 1F	9 2 4 - 2 2 3 1		森林法	地域森林計画対象民有林を伐採する場合	
福島県環境影響評価関係	福島県	生活環境部 環境共生課	福島県庁	5 2 1 - 7 2 5 0		福島県環境影響評価条例	工場又は事業場の用地の造成の事業を行う場合で、区域面積を50ha以上の場合	
道路・水路関係	郡山市役所	建設構想部 道路保全課	市役所本庁舎 4F	9 2 4 - 2 3 0 1				
上水道関係	郡山市役所	上下水道局 営業課	上下水道局 1F	9 3 2 - 7 6 6 6		水道法	上水道、受水槽に関する問合せ	
浄化槽関係	郡山市役所					浄化槽法	浄化槽に関する問合せ	
消防法関係	郡山消防本部	予防課 予防係	郡山消防署	9 2 3 - 8 1 7 2				

※なお、上記に掲げたものは、主な法律・条例ですので、これら以外にもケースにより必要な手続きもあります。